○函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則

平成10年7月15日規則第44号

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例（平成10年函館市条例第25号。以下「条例」という。）に基づく縦覧手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（縦覧の手続）

第2条　法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧しようとする者は，別記第1号様式の申込書により市長に縦覧の申込みをしなければならない。

2　法第9条の3の3第2項前段の規定により調査書を縦覧しようとする者は，別記第2号様式の申込書により市長または受託者（市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者をいう。以下同じ。）に縦覧の申込みをしなければならない。

（調査書の縦覧）

第3条　調査書の縦覧は，執務時間中にしなければならない。

2　調査書は，縦覧の場所から持ち出すことができない。

3　調査書は，丁寧に取り扱い，破損し，汚損し，または加筆してはならない。

4　市長および受託者は，前3項の規定に違反する者または係員の指示に従わない者に対しては，その縦覧を中止させ，または縦覧を禁止することができる。

（写しの交付手続等）

第4条　条例第5条第1項の規定による写しの交付の請求は別記第3号様式の請求書により，同条第2項の規定による写しの交付の請求は別記第4号様式の請求書によりしなければならない。

2　調査書の写しの交付部数は，写しの交付請求1件につき1部とする。

3　調査書の写しの作成に要する費用は，写しを交付するときに徴収する。

（意見書の記載事項）

第5条　法第9条の3第2項の規定に基づき提出する意見書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）氏名および住所（法人にあっては，名称，代表者の氏名および登記された事務所または事業所の所在地）

（2）焼却施設または最終処分場の名称

（3）生活環境の保全上の見地からの意見

2　法第9条の3の3第2項後段の規定に基づき提出する意見書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）氏名および住所（法人にあっては，名称，代表者の氏名および登記された事務所または事業所の所在地）

（2）焼却施設の名称

（3）生活環境の保全上の見地からの意見

（補則）

第6条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成28年3月15日規則第7号）

この規則は，公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

縦　覧　申　込　書

年　月　日

函館市長　様

住所

申込者

氏名

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則第2条第1項の規定に基づき，調査書の縦覧の申込みをします。

別記第2号様式（第2条関係）

縦　覧　申　込　書

年　月　日

様

住所

申込者

氏名

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則第２条第２項の規定に基づき，調査書の縦覧の申込みをします。

別記第3号様式（第4条関係）

調査書写しの交付請求書

年　　月　　日

函館市長　様

住所
請求者
氏名

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき，次のとおり写しの交付を請求します。

ページ～　　ページ

注　必要とするページを記入（全部必要なときは，「全」と記入）してください。

別記第4号様式（第4条関係）

調 査 書 写 し の 交 付 請 求 書

年　　月　　日

様

住所
請求者
氏名

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例第５条第２項の規定に基づき，次のとおり写しの交付を請求します。

ページ～　　ページ

注　必要とするページを記入（全部必要なときは，「全」と記入）してください。